

特定健診未受診者の医療情報収集事業に関する Q&A

1. 事業全体について

Q1-1 この事業の目的は、なんですか。

A1-1 この事業は、生活習慣病等で治療中の被保険者に特定健診未受診者が多いことに着目し、医療機関が保有している未受診者の検査結果データを特定健診データとして収集・集積することにより、国保保険者における特定健診の受診率の向上及び保健指導の充実並びに糖尿病性腎症重症化予防対策の取組強化に資することを目的とした事業です。

Q1-2 情報提供票の提出があった場合、医師は対象者と必ず診察をした上で医師の判断をする必要があるのか。

A1-2 対象者を診察をする必要はありません。検査値にて医師の判断をお願いします。

Q1-3 情報提供票は、必ずしも医師が記入しなければならないのか。

A1-3 必ずしも医師が記入する必要はありません。ただし、必要項目については、記載もれがないようお願いします。

Q1-4 医師の判断は、検査実施日から3ヶ月以内で行うのか。

A1-4 医師の判断については、「最初に行なわれた検査実施日と、最後の実施された医師の総合判断日までの間は、3ヶ月以内とする。」(厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」より抜粋)となっています。ただし、検査日の記入は必要ありません。

Q1-5 マニュアルには特定健診受診券の回収と書いてあるが、受診券は必ず回収しないといけないのか。

A1-5 情報提供票を提出された方は、特定健診を受診することはできません。受診券を持ってこられた場合には、情報提供票提出後に特定健診を受診されないよう受診券の回収をお願いします。回収した受診券は、情報提供票と併せて提出ください。

2. 記入について

Q2-1 情報提供票の記入

①医師の判断日はいつ？②医師名は院長名を記入するのか？③医師の判断は全て要医療か？

A2-1 ①医師の判断日は、医師が検査値を基に総合判断を実施した日

②医師名は、医師の判断を実施した医師名

③医師の判断については、治療が必要な方は「要医療」とし、異常なしや要精密検査などは「その他」となります。

3. 費用について

Q3-1 項目に該当するデータを持っていない場合、新たに検査し料金を徴収して良いのか

A3-1 この事業のために新たに検査をしていただくことはありません。データが揃わない場合は、本事業の対象とはなりません。

Q3-2 受診券に金額が記載されているが、自己負担は発生するのか

A3-2 受診券の金額は、特定健診を受診した場合の金額です。本事業では本人の自己負担は発生しません。

Q3-3 本人から文書料を徴収して良いのか

A3-3 本人から費用の徴収は必要ありません。本事業の作成料として、連合会から1件あたり2,500円お支払いいたします。

4. 提出(請求)について

Q4-1 請求の仕方がわからない。

A4-1 該当者が市町村から送られてきた情報提供票等を医療機関に受診時に持参されますので、検査値及び医師の判断等を記載及び本人の署名を確認のうえ、送付書を添付して提出ください。詳細は事務処理マニュアルをご確認ください。なお、事務処理マニュアル及び送付書は連合会ホームページに掲載しております。

Q4-2 送付状の宛先が国保連合会だが、県医師会に提出するのか？

A4-2 とびうめネット利用同意書がある場合は県医師会(福岡市博多区博多駅南2-9-30)に、同意書がない場合は、国保連合会 事業振興課(福岡市博多区吉塚本町13-47)まで提出ください。

Q4-3 送付書とは何か

A4-3 医療機関名等及び情報提供票、質問票兼同意書の枚数を記入していただく様式です。送付書は連合会ホームページに掲載しておりますので、お手数ですがダウンロードしていただき、提出をお願いします。

Q4-4 情報提供料の支払い時期

A4-4 毎月5日が提出期限となっております。5日までに提出していただいた情報提供票分を、翌月末日にお支払いたします。(例:6月5日連合会に提出した場合、7月31日支払)

5. 患者への対応について

Q5-1 対象者が受診券を持ってこなかった場合はどうしたらよいか。

A5-1 受診券がなくても特定健診未受診の方は、本事業が利用できます。ただし、対象者が特定健診を受診して受診券を持っていない場合がありますので、特定健診を受診していないことを本人に確認のうえ、本事業を実施していただきますようお願いします。

Q5-2 3月以降に提出があった場合は断るのか

A5-2 医師の判断日が特定健診を受診した日となることから、医師の判断日が該当年度の3月31日を越えた場合は、事業対象外となります。

Q5-3 特定健診を受けているのに、情報提供票を持って来られる患者さんがいる。

A5-3 健診機関の請求が遅れたり、市町村が情報提供票を送付する時期によっては、特定健診を受診されている方にも送付する場合があります。(特定健診を受診されている方については、本事業は利用できません。)

Q5-4 過去3か月以内の検査結果では不足する項目があるが、追加で検査すればよいのか?その場合、患者負担になるのか?

A5-4 本事業は医療機関が保有している検査値を収集するものです。本事業のために追加で検査をしていただく必要はありません。(検査値が不足する場合は、本事業の対象外となります。)

6. その他

Q6-1 特定健診を実施していない医療機関も実施できるのか。

A6-1 本事業の対象医療機関は、県医師会会員医師会及び連合会と個別に契約している会員外医療機関となります。会員医療機関又は、契約している医療機関であれば、特定健診を実施していない医療機関でも実施できます。

Q6-2 「とびうめネット」の制度や登録に関すること

A6-2 「とびうめネット」については、県医師会の事業となります。県医師会(TEL 092-431-4564)にお問い合わせください。

Q6-3 この事業について、市町村との契約をしていないが。

A6-3 連合会が県医師会及び医療機関、参加保険者とそれぞれ契約をしていますので、医療機関は市町村と契約していただく必要はありません。

Q6-4 国保連合会の示した様式に情報を手書きか手入力により転記する際、ミスが発生する恐れがあるため、医療機関が保有するデータをコピーにより転記できるようにできないか。

A6-4 必須項目の記載漏れを防止するため、大変お手数ですが、情報提供票に記載をお願いします。